

相模原市建築基準条例(平成11年相模原市条例第47号)の一部を改正する条例(新旧対照表)

現行	改正案
<p>相模原市建築基準条例</p> <p>平成11年12月22日 条例第47号</p> <p>(略)</p> <p>(敷地内通路)</p> <p>第9条 避難階以外の階を学校等の用途に供する建築物の敷地内には、その用途に供する部分より地上に通ずる屋外階段(管理の用途に専用するものを除く。)から、道路又は公園、広場その他の空地に通ずる幅員が1.5メートル以上の通路を設けなければならない。</p> <p>(略)</p> <p>(共同住宅等の階段)</p> <p>第23条 共同住宅、寄宿舍又は下宿の用途に供する木造建築物等(耐火建築物、準耐火建築物又は法第27条第1項の規定に適合する建築物を除く。)で、その2階における居室の床面積の合計が50平方メートルを超える場合においては、その階から避難階又は地上に通ずる2以上の直通階段又はこれに代わる施設を設けなければならない。</p> <p>2 共同住宅、寄宿舍又は下宿の用途に供する建築物のうち、主要構造部が不燃材料で造られている建築物(主要構造部を耐火構造とした建築物、準耐火建築物又は法第27条第1項の規定に適合する建築物を除く。)でその2階における居室の床面積の合計が100平方メートルを超える場合においては、その階から避難階又は地上に通ずる2以上の直通階段又はこれに代わる施設を設けなければならない。</p> <p>(一部改正〔平成12年条例42号・27年31号〕)</p>	<p>相模原市建築基準条例</p> <p>平成11年12月22日 条例第47号</p> <p>(略)</p> <p>(敷地内通路)</p> <p>第9条 避難階以外の階を学校等の用途に供する建築物の敷地内には、その用途に供する部分より地上に通ずる屋外階段(管理の用途に専用するものを除く。)から、道路又は公園、広場その他の空地に通ずる幅員が1.5メートル(<u>階数が3以下で延べ面積が200平方メートル未満の建築物の敷地内にあつては、90センチメートル</u>)以上の通路を設けなければならない。</p> <p>(略)</p> <p>(共同住宅等の階段)</p> <p>第23条 共同住宅、寄宿舍又は下宿の用途に供する木造建築物等(耐火建築物、準耐火建築物又は法第27条第1項の規定に適合する建築物を除く。)で、その2階における居室の床面積の合計が50平方メートルを超える場合においては、その階から避難階又は地上に通ずる2以上の直通階段又はこれに代わる施設を設けなければならない。</p> <p>2 共同住宅、寄宿舍又は下宿の用途に供する建築物のうち、主要構造部が不燃材料で造られている建築物(主要構造部を耐火構造とした建築物、準耐火建築物又は法第27条第1項の規定に適合する建築物を除く。)でその2階における居室の床面積の合計が100平方メートルを超える場合においては、その階から避難階又は地上に通ずる2以上の直通階段又はこれに代わる施設を設けなければならない。</p> <p>(一部改正〔平成12年条例42号・27年31号〕)</p>

(共同住宅等の主要な出口)

第24条 共同住宅、寄宿舎又は下宿の用途に供する建築物の避難階においては、主要な出口(屋外階段又はこれに代わる施設からの出口を含む。以下この条及び第26条において同じ。)は、道路に面して設けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当し、かつ、安全上支障がないと認められる場合は、この限りでない。

(1) 主要な出口から道路に通ずる敷地内通路が共同住宅、寄宿舎又は下宿の用途に供する部分の床面積の合計の区分に応じて、次の表に掲げる幅員である場合

共同住宅、寄宿舎又は下宿の用途に供する部分の床面積の合計	敷地内通路の幅員
100平方メートル以下のもの	1.5メートル以上
100平方メートルを超え300平方メートル以下のもの	2メートル以上
300平方メートルを超え500平方メートル以下のもの	3メートル以上
500平方メートルを超えるもの	4メートル以上

3 前2項の規定は、階数が3以下で延べ面積が200平方メートル未満の建築物(階段の部分と当該階段の部分以外の部分(直接外気に開放されている廊下、バルコニーその他これらに類する部分を除く。))とが間仕切壁又は政令第112条第19項第2号に規定する構造の戸(ふすま、障子その他これらに類するものを除く。)で区画されている建築物に限る。)については、適用しない。

(共同住宅等の主要な出口)

第24条 共同住宅、寄宿舎又は下宿の用途に供する建築物の避難階においては、主要な出口(屋外階段又はこれに代わる施設からの出口を含む。以下この条及び第26条において同じ。)は、道路に面して設けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当し、かつ、安全上支障がないと認められる場合は、この限りでない。

(1) 主要な出口から道路に通ずる敷地内通路が共同住宅、寄宿舎又は下宿の用途に供する部分の床面積の合計の区分に応じて、次の表に掲げる幅員である場合

共同住宅、寄宿舎又は下宿の用途に供する部分の床面積の合計	敷地内通路の幅員
100平方メートル以下のもの	1.5メートル(階数が3以下で延べ面積が200平方メートル未満の建築物にあつては、90センチメートル)以上
100平方メートルを超え300平方メートル以下のもの	2メートル(階数が3以下で延べ面積が200平方メートル未満の建築物にあつては、90センチメートル)以上

300平方メートルを超え500平方メートル以下のもの	3メートル以上
500平方メートルを超えるもの	4メートル以上

(2) 周囲に公園、広場その他の空地がある場合

2 前項の建築物が開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されている場合においては、その区画された部分(以下この項において「区画部分」という。)は、同項の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。ただし、区画部分の主要な出口から道路に通ずる敷地内通路のうち、それぞれの区画部分の共用の部分の幅員については、共用に係る区画部分を一の建築物とみなして同項第1号の規定を適用する。

(一部改正〔平成24年条例18号〕)
(略)

(長屋の出口)

第26条 長屋の各戸の主要な出口は、道路に面して設けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当し、かつ、安全上支障がないと認められる場合は、この限りでない。

(1) 主要な出口から道路に通ずる敷地内通路の幅員が3メートル(2以下の住戸の専用の通路については、2メートル)以上である場合

(2) 周囲に公園、広場その他の空地がある場合
(略)

(マーケットの出口及び通路)

第37条 マーケットの用途に供する建築物で両側に構えのある屋内

(2) 周囲に公園、広場その他の空地がある場合

2 前項の建築物が開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されている場合においては、その区画された部分(以下この項において「区画部分」という。)は、同項の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。ただし、区画部分の主要な出口から道路に通ずる敷地内通路のうち、それぞれの区画部分の共用の部分の幅員については、共用に係る区画部分を一の建築物とみなして同項第1号の規定を適用する。

(一部改正〔平成24年条例18号〕)
(略)

(長屋の出口)

第26条 長屋の各戸の主要な出口は、道路に面して設けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当し、かつ、安全上支障がないと認められる場合は、この限りでない。

(1) 主要な出口から道路に通ずる敷地内通路の幅員が3メートル(2以下の住戸の専用の通路については、2メートル)以上である場合

(2) 前号の規定にかかわらず、長屋の用途に供する建築物であつて階数が3以下で延べ面積が200平方メートル未満のものについては、同号の敷地内通路の幅員が90センチメートル以上である場合

(3) 周囲に公園、広場その他の空地がある場合
(略)

(マーケットの出口及び通路)

第37条 マーケットの用途に供する建築物で両側に構えのある屋内

通路は、その幅を2.5メートル以上とし、2以上の出口に通じさせなければならない。

- 2 前項の出口からは、道路又は公園、広場その他の空地に通ずる幅が1.5メートル以上の敷地内通路を設けなければならない。

(マーケットの売場に附属する住宅)

第38条 マーケットの用途に供する木造建築物等に住戸を設ける場合には、次の各号に定めるところによらなければならない。

- (1) 各戸は、屋外に直接面すること。
(2) 2階に設ける各戸は、背合せとしないこと。
(3) 各戸専用の屋外に通ずる出口(屋外階段を含む。次号において同じ。)を設けること。
(4) 前号の出口から道路又は公園、広場その他の空地に通ずる幅が1.5メートル以上の敷地内通路を設けること。

- 2 マーケットの用途に供する建築物に住戸を設ける場合には、その住戸の部分を共同住宅の用途に供する建築物とみなして、第21条並びに第25条第1項及び第3項の規定を準用する。

(一部改正〔平成12年条例42号・24年18号〕)

(略)

(敷地内通路)

第41条 興行場等の客用の屋外への出口が道路、公園、広場又は前条第1項に規定する前面空地に直接面しない場合には、その出口からこれらに通ずる敷地内通路を設けなければならない。

- 2 前項の敷地内通路の幅は、客席の床面積の合計が300平方メートル

通路は、その幅を2.5メートル以上とし、2以上の出口に通じさせなければならない。

- 2 前項の出口からは、道路又は公園、広場その他の空地に通ずる幅が1.5メートル(階数が3以下で延べ面積が200平方メートル未満の建築物にあっては、90センチメートル)以上の敷地内通路を設けなければならない。

(マーケットの売場に附属する住宅)

第38条 マーケットの用途に供する木造建築物等に住戸を設ける場合には、次の各号に定めるところによらなければならない。

- (1) 各戸は、屋外に直接面すること。
(2) 2階に設ける各戸は、背合せとしないこと。
(3) 各戸専用の屋外に通ずる出口(屋外階段を含む。次号において同じ。)を設けること。
(4) 前号の出口から道路又は公園、広場その他の空地に通ずる幅が1.5メートル(階数が3以下で延べ面積が200平方メートル未満の当該木造建築物等にあっては、90センチメートル)以上の敷地内通路を設けること。

- 2 マーケットの用途に供する建築物に住戸を設ける場合には、その住戸の部分を共同住宅の用途に供する建築物とみなして、第21条並びに第25条第1項及び第3項の規定を準用する。

(一部改正〔平成12年条例42号・24年18号〕)

(略)

(敷地内通路)

第41条 興行場等の客用の屋外への出口が道路、公園、広場又は前条第1項に規定する前面空地に直接面しない場合には、その出口からこれらに通ずる敷地内通路を設けなければならない。

- 2 前項の敷地内通路の幅は、客席の床面積の合計が300平方メートル

ル以下のときは1.5メートル以上とし、300平方メートルを超えるときは1.5メートルに300平方メートルを超える客席の床面積60平方メートル又はその端数を増すごとに15センチメートルを加えた幅以上としなければならない。ただし、同項の出口から道路の境界線までの距離が10メートル以下の敷地内通路の幅は、1.5メートル以上とすることができる。

3 第1項の敷地内通路には、3段以下の段を設けてはならない。

4 主要構造部又は屋根を除く主要構造部が耐火構造の興行場等にあつては、第1項の敷地内通路に相当する部分に、前条第2項各号に定める構造の歩廊を設けることができる。

(一部改正〔平成17年条例60号・24年18号〕)

(略)

(耐火性能検証法等による適用の特例)

第65条 政令第108条の3第3項に規定する建築物に対する第21条、第23条第2項、第24条第2項、第28条、第31条第1項、第35条第2号、第40条第2項、第41条第4項、第42条第1項、第44条第2項、第51条、第52条第1項、第54条第1項及び第3項第3号、第56条第1号並びに第57条第2号の規定の適用については、当該建築物の部分で主要構造部であるものの構造は、耐火構造とみなす。

2 政令第108条の3第4項に規定する建築物に対する第35条第2号、第52条第1項、第54条第3項第3号及び第56条第1号の規定の適用については、当該建築物の部分で主要構造部であるものの構造は耐火構造と、当該建築物の主要構造部である床又は壁(外壁を

ル以下のときは1.5メートル以上とし、300平方メートルを超えるときは1.5メートルに300平方メートルを超える客席の床面積60平方メートル又はその端数を増すごとに15センチメートルを加えた幅以上としなければならない。ただし、同項の出口から道路の境界線までの距離が10メートル以下の敷地内通路の幅は、1.5メートル以上とすることができる。

3 前項の規定にかかわらず、興行場等の用途に供する建築物であつて階数が3以下で延べ面積が200平方メートル未満のものについては、第1項の敷地内通路の幅を90センチメートル以上とすることができる。

4 第1項の敷地内通路には、3段以下の段を設けてはならない。

5 主要構造部又は屋根を除く主要構造部が耐火構造の興行場等にあつては、第1項の敷地内通路に相当する部分に、前条第2項各号に定める構造の歩廊を設けることができる。

(一部改正〔平成17年条例60号・24年18号〕)

(略)

(耐火性能検証法等による適用の特例)

第65条 政令第108条の3第3項に規定する建築物に対する第21条、第23条第2項、第24条第2項、第28条、第31条第1項、第35条第2号、第40条第2項、第41条第5項、第42条第1項、第44条第2項、第51条、第52条第1項、第54条第1項及び第3項第3号、第56条第1号並びに第57条第2号の規定の適用については、当該建築物の部分で主要構造部であるものの構造は、耐火構造とみなす。

2 政令第108条の3第4項に規定する建築物に対する第35条第2号、第52条第1項、第54条第3項第3号及び第56条第1号の規定の適用については、当該建築物の部分で主要構造部であるものの構造は耐火構造と、当該建築物の主要構造部である床又は壁(外壁を

除く。)の開口部に設けられた防火設備の構造は特定防火設備とみなし、前項に掲げる規定(第35条第2号、第52条第1項、第54条第3項第3号及び第56条第1号の規定を除く。)の適用については、当該建築物の部分で主要構造部であるものの構造は耐火構造とみなす。

(略)

(罰則)

第67条 第4条、第5条第1項若しくは第3項、第7条から第9条まで、第13条第1項、第14条第1項、第17条から第30条まで、第31条第1項若しくは第2項、第32条、第33条第1項、第34条、第35条、第37条、第38条、第39条第1項、第40条第1項、第3項若しくは第4項、第41条第1項から第3項まで、第42条、第43条、第44条第1項、第3項から第5項まで、第45条から第48条まで、第49条第2項若しくは第4項、第51条、第52条、第53条第1項若しくは第4項、第54条第1項若しくは第2項本文、第55条、第56条、第59条の3、第59条の4、第59条の6、第59条の7第1項若しくは第2項、第59条の8第1項、第59条の9第1項又は第59条の10第1項の規定に違反した建築物、工作物又は建築設備の設計者(設計図書に記載された法第98条第1項第2号に規定する認定建築材料等(以下この項において「認定建築材料等」という。))の全部又は一部としてその認定建築材料等の全部又は一部と異なる建築材料又は建築物の部分を引き渡した場合においてはその建築材料又は建築物の部分を引き渡した者、設計図書を用いなくて工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合(設計図書に記載された認定建築材料等と異なる建築材料又は建築物の部分を引き渡された場合において、その建築材料又は建築物の部分を使用して工事を施工した場合を除く。)においてはその建築物、工作物又は建築設備の工事施工者)は、50万円以下の罰金に処する。

除く。)の開口部に設けられた防火設備の構造は特定防火設備とみなし、前項に掲げる規定(第35条第2号、第52条第1項、第54条第3項第3号及び第56条第1号の規定を除く。)の適用については、当該建築物の部分で主要構造部であるものの構造は耐火構造とみなす。

(略)

(罰則)

第67条 第4条、第5条第1項若しくは第3項、第7条から第9条まで、第13条第1項、第14条第1項、第17条から第30条まで、第31条第1項若しくは第2項、第32条、第33条第1項、第34条、第35条、第37条、第38条、第39条第1項、第40条第1項、第3項若しくは第4項、第41条第1項から第4項まで、第42条、第43条、第44条第1項、第3項から第5項まで、第45条から第48条まで、第49条第2項若しくは第4項、第51条、第52条、第53条第1項若しくは第4項、第54条第1項若しくは第2項本文、第55条、第56条、第59条の3、第59条の4、第59条の6、第59条の7第1項若しくは第2項、第59条の8第1項、第59条の9第1項又は第59条の10第1項の規定に違反した建築物、工作物又は建築設備の設計者(設計図書に記載された法第98条第1項第2号に規定する認定建築材料等(以下この項において「認定建築材料等」という。))の全部又は一部としてその認定建築材料等の全部又は一部と異なる建築材料又は建築物の部分を引き渡した場合においてはその建築材料又は建築物の部分を引き渡した者、設計図書を用いなくて工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合(設計図書に記載された認定建築材料等と異なる建築材料又は建築物の部分を引き渡された場合において、その建築材料又は建築物の部分を使用して工事を施工した場合を除く。)においてはその建築物、工作物又は建築設備の工事施工者)は、50万円以下の罰金に処する。

2 前項に規定する違反があった場合において、その違反が建築主、工作物の築造主又は建築設備の設置者の故意によるものであるときは、当該設計者又は工事施工者を罰するほか、当該建築主、工作物の築造主又は建築設備の設置者に対して同項の刑を科する。

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して、前2項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して第1項の刑を科する。

(略)

2 前項に規定する違反があった場合において、その違反が建築主、工作物の築造主又は建築設備の設置者の故意によるものであるときは、当該設計者又は工事施工者を罰するほか、当該建築主、工作物の築造主又は建築設備の設置者に対して同項の刑を科する。

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して、前2項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して第1項の刑を科する。

(略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。